

第 1 号 議 案

令和5年度京都府一般会計補正予算（第2号）

令和5年度京都府の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,551,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,039,854,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

令和5年6月16日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,305,490 ^{千円}	89,769 ^{千円}	1,395,259 ^{千円}
	2 負担金	1,279,250	89,769	1,369,019
9 国庫支出金		113,432,289	6,415,630	119,847,919
	1 国庫負担金	42,768,394	1,442,710	44,211,104
	2 国庫補助金	69,058,992	4,946,920	74,005,912

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	1,604,903 ^{千円}	26,000 ^{千円}	1,630,903 ^{千円}
11 寄附金		205,740	240,000	445,740
	1 寄附金	205,740	240,000	445,740
12 繰入金		18,821,271	1,176,601	19,997,872
	2 基金繰入金	18,733,182	1,176,601	19,909,783
15 府債		65,841,000	1,629,000	67,470,000
	1 府債	65,841,000	1,629,000	67,470,000
歳入	合計	1,030,303,000	9,551,000	1,039,854,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		41,182,766 ^{千円}	404,000 ^{千円}	41,586,766 ^{千円}
	1 総務管理費	18,007,843	369,000	18,376,843
	2 企画費	7,551,903	35,000	7,586,903
3 民生費		180,500,161	1,944,000	182,444,161
	1 社会福祉費	142,094,420	1,817,000	143,911,420
	2 児童福祉費	34,987,232	127,000	35,114,232
4 衛生費		58,550,804	△129,000	58,421,804
	1 公衆衛生費	18,112,915	△960,000	17,152,915
	2 環境衛生費	2,799,073	9,000	2,808,073

	4 医 薬 費	33,180,003	822,000	34,002,003
5 勞 働 費		4,343,478	26,000	4,369,478
	2 雇 用 対 策 費	3,553,111	26,000	3,579,111
6 農 林 水 産 業 費		18,413,150	360,000	18,773,150
	1 農 業 費	5,994,461	300,000	6,294,461
	3 畜 産 業 費	993,067	60,000	1,053,067
7 商 工 費		167,422,345	2,774,000	170,196,345
	1 商 工 業 費	166,526,378	2,764,000	169,290,378
	2 観 光 費	656,948	10,000	666,948
8 土 木 費		67,770,205	3,931,000	71,701,205
	2 道 路 橋 り よ う 費	27,793,574	3,245,000	31,038,574
	5 都 市 計 画 費	2,596,291	686,000	3,282,291
10 教 育 費		167,215,760	241,000	167,456,760
	1 教 育 総 務 費	8,937,158	150,000	9,087,158
	7 社 会 教 育 費	640,090	60,000	700,090
	10 私 学 振 興 費	33,189,579	31,000	33,220,579
歳 出 合 計		1,030,303,000	9,551,000	1,039,854,000

第2表 府債補正

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	11,957,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	13,360,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
街路事業費	364,000				590,000			
計	65,841,000				67,470,000			